

作業環境測定 (安全で快適な職場環境を目指して)

● 作業環境測定とは

作業環境管理を進めるために、作業者が働く場所の環境中に有害な物質がどの程度存在し、その有害物質に作業者がどの程度さらされているのかを把握しなければなりません。この把握することを広い意味で作業環境測定といいます。

事業者は有害物質を取り扱う屋内作業場その他の作業場において、政令で定めるものについて、厚生労働省で定めるところにより、作業環境測定を行い、その結果を記録しなければならないと法律に規定されております。(労働安全衛生法第65条)

労働衛生管理においては作業環境管理、作業管理、健康管理の3つの管理が必要で、作業環境測定はこれらの基礎となる重要な役割を持っています。

作業環境の実施

第1の原則
(労働安全衛生法第65条第1項)

粉じん、有機溶剤などの10の作業場について、法定回数測定し、記録を法定年数保存する。

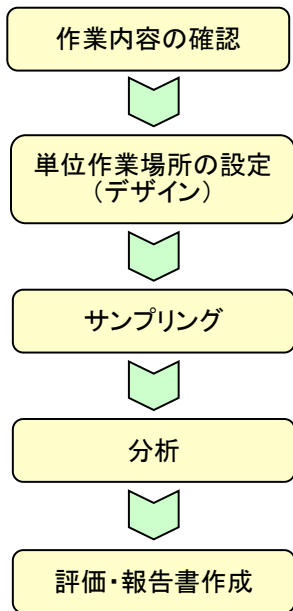
第2の原則
(労働安全衛生法第65条第2項)

作業環境測定基準に従って測定を行う。

第3の原則
(作業環境測定法第3条)

5つの指定作業場においては作業環境測定士もしくは作業環境測定機関に測定させる。

● 測定フロー



● 管理区分

測定結果に基づき単位作業場所の作業環境を評価したものです。

第1管理区分
作業環境管理が適切であると判断される状態。
現在の管理の継続的維持に努める。

第2管理区分
作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態。
施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努める。

第3管理区分
作業環境管理が適切でないと判断される状態。

- ①施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき作業環境を改善するため必要な措置を講ずる。
- ②有効な呼吸用保護具の使用。
- ③健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずる。

● 法律で定められた作業環境測定を行うべき場所と測定の種類等 (H21.1現在)

作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条等)		関連規則	測定の種類	測定回数	記録の 保存年数
①	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26条	空気中の粉じんの濃度、遊離けい酸含有率	6ヶ月以内ごとに1回	7
2	暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場	安衛則 607条	気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごとに1回	3
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則 590条、591条	等価騒音レベル	6ヶ月以内ごとに1回	3
4	坑内の イ. 炭酸ガスが停滞する作業場	安衛則592条	炭酸ガスの濃度	1ヶ月以内ごとに1回	3
	ロ. 28℃を超える作業場	安衛則612条	気温	半月以内ごとに1回	3
	ハ. 通気設備のある作業場	安衛則603条	通気量	半月以内ごとに1回	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則7条	一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率 室温、外気温及び相対湿度	2ヶ月以内ごとに1回 2ヶ月以内ごとに1回	3
	室の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行ったとき	事務所則 7条の2	ホルムアルデヒドの量	その室について、これらの工事等が完了し、その室の使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの期間に1回	—
6	放射線業務を行う管理区域	電離則54条	外部放射線による線量当量率	1ヶ月以内ごとに1回	5
	放射線業務を行う作業場 ④ 放射性物質取扱作業室 ハ. 坑内の核燃料物質の採掘の業務を行う作業場	電離則55条	空気中の放射性物質の濃度	1ヶ月以内ごとに1回	5
⑦	特定化学物質等（第1類物質または第2類物質）を製造し、または取り扱う屋内作業場等	特化則36条	第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	6ヶ月以内ごとに1回	3 (特定の物については30年間)
⑧	労働安全衛生法施行令第21条第7号の作業場(石綿等に係るものに限る)	石綿則36条	空気中の石綿濃度	6ヶ月以内ごとに1回	40
⑨	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3
10	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則3条	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中酸素濃度	作業開始前等ごと	3
			第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素濃度及び硫化水素濃度	作業開始前等ごと	3
⑪	有機溶剤(第1種または第2種有機溶剤)を製造し、または取り扱う屋内作業場	有機則28条	当該有機溶剤の濃度	6ヶ月以内ごとに1回	3

【備考】

- 番号1, 6-ロ, 7, 8, 9, 11は作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場である。
- 表中の10の酸素欠乏危険場所については、酸素欠乏危険作業主任者（第2種酸素欠乏危険作業にあつては、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）に行わせなければならない。
- 番号1, 7, 8, 9, 11は作業環境評価基準の適用される作業場である。

出典：公益社団法人日本作業環境測定協会ホームページ